

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する
報 告 書

平成30年1月11日

平成29年度福島県立中学校・高等学校
入 学 者 選 抜 事 務 調 整 会 議

平成30年1月11日

福島県教育委員会教育長

鈴木 淳 一 様

平成29年度福島県立中学校・高等学校
入学者選抜事務調整会議委員長 菅野 誠

新たな県立高等学校入学者選抜制度について（報告）

このことについて、平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議は、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、同日、7月18日、8月22日、11月2日、12月4日、平成30年1月11日の6回にわたり会議を開き、審議した結果を下記のとおり報告する。

記

当会議は、中間報告書等を踏まえ、次の事項について検討を行った。

- I 新たな県立高等学校入学者選抜制度に係る検討事項について
 - 1 前期選抜に係る出願学科について
 - 2 連携型選抜における募集定員枠及び選抜方法について
 - 3 特色選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
 - 4 前期選抜に係る合格者発表方法について
 - 5 インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の実施について
 - 6 平成32年度選抜日程について

- II 平成32年度入学者選抜からの実施に向けた具体的な制度内容について
 - 1 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について
 - 2 平成32年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における基本方針について
 - 3 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜日程について
 - 4 平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について
 - 5 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における制度運用について

新たな県立高等学校入学者選抜制度について

はじめに

平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議では、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、平成29年2月24日に福島県立高等学校入学者選抜検討会議（以下「検討会議」という。）から教育長に提出された「高等学校入学者選抜制度の在り方に関する報告書」（以下「在り方報告書」という。）を踏まえ、新たな県立高等学校入学者選抜制度についての検討を進めてきた。第1回から第3回の会議において、その具体的審議事項として、「在り方報告書」で示された検討事項を含め、以下の7つの事項を取り上げ、平成29年8月24日に「新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告書」（以下「新制度中間報告書」という。）を教育長に提出した。

- ① 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について
- ② 特色選抜における定員枠について
- ③ 連携型選抜について
- ④ 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
- ⑤ 前期選抜における併願の取扱いについて
- ⑥ 前期選抜に係る出願先変更について
- ⑦ 選抜日程の概要について

(資料1参照)

さらに、第4回から第6回の会議においては、以下の6つの事項を取り上げ、平成32年度入学者選抜からの実施に向けた具体的な制度内容について検討し、ここに報告書として取りまとめた。

- ① 前期選抜に係る出願学科について
- ② 連携型選抜における募集定員枠及び選抜方法について
- ③ 特色選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
- ④ 前期選抜に係る合格者発表方法について
- ⑤ インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の実施について
- ⑥ 平成32年度選抜日程について

目 次

報 告

ページ

I	新たな県立高等学校入学者選抜制度に係る検討事項について	1
II	平成32年度入学者選抜からの実施に向けた具体的な制度内容について	
1	平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について	
	前期選抜	
	(1) 特色選抜	6
	(2) 一般選抜	7
	後期選抜	7
2	平成32年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における基本方針について	8
3	平成32年度福島県立高等学校入学者選抜日程について	10
4	平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について	
	(1) 調査書の様式	11
	(2) 調査書の活用の仕方	11
5	平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における制度運用について	
	(1) 特色選抜の在り方について	12
	(2) 調査書の扱いについて	13
	(3) 一般選抜における学力検査と調査書の成績の取扱いについて	13
	(4) 面接の在り方について	14
	(5) 小論文(又は作文)の在り方について	14
	(6) 自己申告書について	14
	(7) 各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについて	15
	(8) 外国人生徒等に係る特別枠選抜について	15
	(9) 入学願書及び出願について	16
	(10) 募集要項等について	16
	(11) 志願理由書の作成について	16
	(12) 合格者発表等について	17
	(13) 障がい等のある志願者に対する配慮について	17
	(14) インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の実施について	17
	(15) 東日本大震災により避難している志願者に対する配慮について	17

資料		
1	新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告書	18
2	平成32年度高等学校入学者選抜関係日程	28
3	平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書	29
4	平成32年度特色選抜志願理由書	30
5	自己申告書	31

※ 「新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する報告書」の概要 32

I 新たな県立高等学校入学者選抜制度に係る検討事項について

本会議では、新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要を示した「在り方報告書」及び「新制度中間報告書」について県教育委員会が実施したパブリック・コメントの結果を踏まえ、さらに具体的な新制度の姿を描くことを目指した。そのため、中間報告後も継続して審議が必要であるとされた事項を含む6つの検討事項について審議を重ね、それぞれ次のような結論を得た。

1 前期選抜に係る出願学科について

「在り方報告書」において、出願した高等学校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方を受験することができることが望ましいとされていたことについて、両方を受験する場合の出願学科は次のようにすることが望ましい。

- 出願した各高等学校において、特色選抜と一般選抜の両方を受験する場合、特色選抜で出願する学科と一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む）についても、同一でなくともよいものとする。

また、連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合も同様とする。

2 連携型選抜における募集定員枠及び選抜方法について

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るという趣旨を踏まえるとともに、選抜に当たっては各連携型高等学校の特色や学科の特性等に配慮することが大切であることから、次のようにすることが望ましい。

(1) 募集定員枠について

現行通り、募集定員の30%を下限とし、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定する。なお、併設型高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中学校の第3学年に在学する者（11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

(2) 選抜方法について

連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行う。さらに、各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うことができるものとする。

各連携型高等学校は、連携型選抜、一般選抜の順に合否判定を行う。

3 特色選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について

「新制度中間報告書」においては、特色選抜及び連携型選抜において学力検査が実施されることにともない、選抜資料の取扱いを配点の比率として示し、志願者が、各高等学校の選抜の特色をより理解しやすくするという観点から、次のようにすることが望ましいとされた。

- 特色選抜及び連携型選抜のいずれにおいても、学力検査の成績を選抜資料に含めるとともに、調査書の審査結果及び面接の結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定することとする。

各高等学校が学科ごとに設定する配点の在り方と県教育委員会が定める範囲については、学力検査が導入される意義を踏まえるとともに、特色選抜の趣旨を生かすことが大切であることから、次のようにすることが望ましい。

- ① 学力検査の成績については、250点満点を原則とするが、学科の特性や調査書の成績との比重を考慮して、傾斜配点により各高等学校が学科ごとに加点することも可能とする。
- ② 調査書の成績については、次のように取扱う。
 - ア 調査書の「各教科の学習の記録」については、135点満点を原則とするが、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により各高等学校が学科ごとに加点することも可能とする。
 - イ 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を各高等学校が学科ごとに定める

ことができるものとする。

ウ 調査書の成績は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には、上記②の「ア」を満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には、上記②の「ア」の満点と「イ」の満点の合計を満点とする。

- ③ 面接の結果については、点数化することを原則とするが段階評価とすることも可能とする。
- ④ 実技等その他の検査を実施した場合には、その結果を点数化することとする。
- ⑤ 県教育委員会は、各学校が学科ごとに設定する上記①～④の選抜資料の配点の合計について、学力検査の成績の満点の2倍以上かつ1000点以下で明示するよう範囲を定める。
- ⑥ 選抜に当たっては、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

4 前期選抜に係る合格者発表方法について

「在り方報告書」において、特色選抜と一般選抜の合格者を併せて発表することが望ましいとされていたことについて、その発表方法は次のようにすることが望ましい。

- 出願した各高等学校において、同一学科の特色選抜と一般選抜の両方を受験し合格した場合、合格者一覧においては、いずれの選抜で合格したかの区別はつけないが、合格通知書においては、いずれの選抜で合格したかがわかるようにする。連携型選抜と一般選抜の両方を受験した場合も同様とする。

5 インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の実施について

新制度においては、複数回の受験機会となっていた現行のⅠ期選抜とⅡ期選抜が前期選抜として統合されることから、インフルエンザ等罹患者への対応については、別室受験についての配慮は継続しながらも、次のようにすることが望ましい。

- 前期選抜に係る学力検査日に、インフルエンザ等学校感染症罹患者が

欠席し、追検査等を希望する場合には、所定の手続きを経て、次のように学力検査追検査等を実施するものとする。

- ① 本検査受験者と併せて判定会議ができる日程として、県教育委員会が設定した1日において実施する。また、非常災害による交通遮断等により追検査等を実施する場合には、県教育委員会で日程を調整し、インフルエンザ等罹患者に対する追検査等と併せて設定された1日において実施する。
- ② 定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- ③ 追検査等を実施する選抜は一般選抜とするが、各高等学校は、自校の特色選抜や連携型選抜における選抜方法等に応じて、特色選抜や連携型選抜においても当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とすることができるものとする。

なお、学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第十八条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

6 平成32年度選抜日程について

「新制度中間報告書」で報告された選抜日程の概要を踏まえ、次のようにすることが望ましい。

(1) 前期選抜及び連携型選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日(木)～2月12日(水)
出願先変更	同 2月13日(木)～2月17日(月)
調査書提出	同 2月18日(火)～2月19日(水)
学力検査	同 3月 4日(水)
面接等	同 3月 4日(水)～3月 6日(金)
合格者発表	同 3月16日(月)

(2) 後期選抜関係日程

出願書類提出	平成32年3月17日(火)～3月18日(水)
出願先変更	同 3月19日(木)
面接等	同 3月24日(火)
合格者発表	同 3月25日(水)

(3) 通信制の課程における選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日 (木) ~ 3月27日 (金)
--------	----------------------------

(4) 外国人生徒等に係る特別枠選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日 (木) ~ 2月12日 (水)
検査日	同 3月 4日 (水)
合格者発表	同 3月16日 (月)

(5) インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の日程

検査日	平成32年3月11日 (水)
合格者発表	同 3月16日 (月)

(資料2参照)

Ⅱ 平成32年度入学者選抜からの実施に向けた具体的な制度内容について

1 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について

平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における前期選抜、後期選抜の基本方針については、次のようにすることが望ましい。

前期選抜

前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）のいずれか又は両方を受験することができるものとする。

前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。

- 学力検査を実施する教科は、全日制の課程においては、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
定時制の課程においては、各高等学校の判断により、実施教科を減じることができるものとする。
また、定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。
- 学力検査の問題作成に当たっては、中学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容を踏まえて、基礎的・基本的な内容の確実な定着をみる出題を一層工夫するとともに、論述式の解答を求める出題や思考力・判断力・表現力等を問う出題をさらに工夫するものとする。
- 学力検査問題の配点については、各問の標準配点に留意しつつ、各高等学校の判断により配点ができるものとする。
さらに、各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表するものとする。

(1) 特色選抜

特色選抜は、各高等学校が自校の特色に応じてどのような受験生に志願してほしいかを選抜方法と併せて明示し、受験生は、それに従って自分の志願したい高等学校を主体的に選択し出願できる選抜とする。選抜に当たっては、受験生の個性や学ぶ意欲を重視するとともに、自校の特色に応じた選抜となるよう選抜資料を活用し、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、特色選抜の性格をより明確にするため、各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、より具体的な記載を可能とする。

- ① 選抜に当たっては、志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とする。なお、各高等学校の判断により、学校の特色や学科の特性に応じて、小論文（又は作文）、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料に加えることができるものとする。
- ② 特色選抜においては、各高等学校が自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、受験生を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果を積極的に活用するものとする。
- ③ 特色選抜の定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で、各高等学校が、その特色や学科の特性に応じて設定するものとする。
- ④ 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。

具体的には、次のようにして合否判定を行う。

- 学力検査の成績、調査書の審査結果、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点

の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、点数化しない調査書の記載事項及び特色面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

(2) 一般選抜

一般選抜は、中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜とする。選抜に当たっては、学力検査の成績、調査書の審査結果を資料とし、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料とし、各学校の特色、学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

① 特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、各学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができるものとする。

また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できるものとする。

② 一般選抜の合否判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。

ただし、各高等学校が自校の特色化を図るために必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるものとする。

具体的には、次のようにして合否判定を行う。

ア 学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合

学力検査と調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果に特に問題のない者を合格とする。

次に、その他の者については、学力検査の成績と調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

イ 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合

学力検査と調査書の成績のいずれか一方に一定の数値を掛けて両者を加えて得られた成績と、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

ただし、上記②の「イ」により実施する場合には、学力検査の特定の教科への傾斜配点及び自己申告による傾斜配点は実施しないものとする。

③ 一般面接については、各高等学校の判断により実施できるものとする。

後期選抜

後期選抜は、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）により定員（併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校から当該併設型高等学校への入学を志願する者の数を除いた数とする。）を充足しない高等学校において実施するものとし、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願できる選抜とする。

選抜に当たっては、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は出願できないものとする。

① 選抜に当たっては、調査書の成績とともに、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を十分に精査する。

② 前期選抜に係る学力検査の成績は、後期選抜の資料とはしないものとする。

③ 後期選抜における面接は、受験生の学ぶ意欲をみる内容とともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

なお、併設型中高一貫教育校である併設型中学校から当該併設型高等学校への入学を志願する者については、各選抜に出願することはできないものとする。

2 平成32年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における基本方針について

平成32年度入学者選抜において、連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）への入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）における基本方針は、次のようにすることが望ましい。

(1) 趣旨

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るため、連携型選抜を実施する。

(2) 実施高等学校及び対象中学校

- ① 県立塙工業高等学校及び塙町立塙中学校
- ② 県立田島高等学校及び南会津町立田島中学校・荒海中学校
- ③ 県立相馬東高等学校及び相馬市立中村第一中学校・中村第二中学校・向陽中学校・磯部中学校
- ④ 県立ふたば未来学園高等学校及び浪江町立浪江中学校・浪江東中学校・津島中学校・葛尾村立葛尾中学校・双葉町立双葉中学校・大熊町立大熊中学校・富岡町立富岡第一中学校・富岡第二中学校・川内村立川内中学校・檜葉町立檜葉中学校・広野町立広野中学校

(3) 募集定員

募集定員枠については、別に公告する募集定員の30%を下限とし、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて設定する。

ただし、定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、併設型高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中学校の第3学年に在学する者（11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

(4) 出願資格

連携型高等学校の連携型選抜に出願することができる者は、当該高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできない。

(5) 出願期間

前期選抜の出願期間と同じとする。

- (6) 実施期日
学力検査日は前期選抜と同日とし、面接等は前期選抜と同日又は近接した日とする。
- (7) 選抜の方法
受験生の個性や学ぶ意欲をみるとともに、連携している内容に応じた選抜となるよう配慮し、各連携型高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。
- ① 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、学力検査の問題作成や配点については、前期選抜と同様とする。
- ② 選抜に当たっては、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料とする。なお、各連携型高等学校長の判断により、各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うことができるものとする。
- ③ 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、連携型面接の結果及び連携型検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。
具体的には、次のようにして合否判定を行う。
- 学力検査の成績、調査書の審査結果、連携型面接の結果及び連携型検査を実施した場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、点数化しない調査書の記載事項及び連携型面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。
- ④ 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合、各連携型高等学校は、連携型選抜、一般選抜の順に合否判定を行う。
- (8) 合格者発表
前期選抜の合格者と併せて、前期選抜の合格者発表と同時に発表する。
- (9) その他
連携型選抜に出願する者は、特色選抜との併願はできない。

3 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜日程について

平成32年度福島県立高等学校入学者選抜日程については、学力検査日を平成32年3月4日（水）、合格者発表日を同年3月16日（月）とし、これに伴うその他の選抜関係日程については、（1）～（5）のとおりとすることが望ましい。

（1）前期選抜及び連携型選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日（木）～2月12日（水）
出願先変更	同 2月13日（木）～2月17日（月）
調査書提出	同 2月18日（火）～2月19日（水）
学力検査	同 3月 4日（水）
面接等	同 3月 4日（水）～3月 6日（金）
合格者発表	同 3月16日（月）

（2）後期選抜関係日程

出願書類提出	平成32年3月17日（火）～3月18日（水）
出願先変更	同 3月19日（木）
面接等	同 3月24日（火）
合格者発表	同 3月25日（水）

（3）通信制の課程における選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日（木）～3月27日（金）
--------	------------------------

（4）外国人生徒等に係る特別枠選抜関係日程

出願書類提出	平成32年2月 6日（木）～2月12日（水）
検査日	同 3月 4日（水）
合格者発表	同 3月16日（月）

（5）インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の日程

検査日	平成32年3月11日（水）
合格者発表	同 3月16日（月）

〔資料2〕参照

4 平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について

平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書については、次のようにすることが望ましい。

(1) 調査書の様式

- ① 平成32年度調査書の様式
平成32年度調査書の様式については、別紙様式に基づくものとする。
(資料3参照)
- ② 「各教科の学習の記録」
中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」には、「観点別学習状況」と「評定」の記載事項があるが、記載事項の精選を図るために、各教科の学習状況を総合的に評価する「評定」を調査書の記載事項とするものとする。
 - ア 必修教科の取扱い
「評定」の記載に当たっては、中学校生徒指導要録の記載どおりとし、1年から3年について5段階で記入する。
 - イ 選択教科の取扱い
現行中学校学習指導要領が全面実施された平成24年度以降、中学校が学校の実態に応じて開設できることとなり、選択教科を開設しないという判断が可能となったことから、選択教科については、調査書の記載事項としないものとする。
- ③ 「総合的な学習の時間の記録」
中学校生徒指導要録の「総合的な学習の時間の記録」には、「学習活動」、「観点」及び「評価」の三つの記載事項があるが、調査書への記載に当たっては、生徒の学習状況の顕著な事項や生徒にどのような力が付いたかなどの「評価」について文章で記入するものとする。
- ④ 「特別活動等の記録」
「特別活動等の記録」については、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載をもとに、「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」に関する活動の事実を、1年から3年について調査書に記入するものとする。
「その他の活動」については、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載をもとに、スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動等について記入する。
- ⑤ 「長所・特技等の記録」
「長所・特技等の記録」については、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載をもとに、特に優れている点や長所等を記入するなど、特に参考となる事項を記入するものとする。なお、中学校において特に記述することが望ましいと判断するその他の事柄については、必要に応じてこの欄に記入する。
- ⑥ 「出欠の記録」
「出欠の記録」については、中学校生徒指導要録の「出欠の記録」に基づいて記入するものとする。

(2) 調査書の活用の仕方

- ① 特色選抜及び連携型選抜において
 - ア 調査書の「各教科の学習の記録」のうち、必修教科の「評定」について、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の5段階の評定の合計を加えて、135点満点とする。ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により各高等学校が学科ごとに加点することも可能とする。
 - イ 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を各高等学校が学科ごとに定めることができるものとする。

- ウ 調査書の成績は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には、上記①の「ア」を満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には、上記①の「ア」の満点と「イ」の満点の合計を満点とする。
- ② 一般選抜において
- ア 調査書の「各教科の学習の記録」のうち、必修教科の「評定」について、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の5段階の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。
- イ 調査書の「特別活動等の記録」については、各高等学校の判断により記載内容を点数化することができるものとする。
なお、「特別活動等の記録」を点数化する場合には、「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」、「その他の活動」の各項目に配点し、合計55点満点とする。
- ウ 調査書の成績は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には、上記②の「ア」を満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には、上記②の「ア」の満点と「イ」の満点の合計を満点とする。
- ③ 後期選抜において
- ア 調査書の「各教科の学習の記録」のうち、必修教科の「評定」について、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の5段階の評定の合計を加えて、135点満点とする。
- イ 調査書の「特別活動等の記録」については、各高等学校の判断により記載内容を点数化することができるものとする。
- ウ 調査書の成績は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には、上記③の「ア」を満点とし、「特別活動等の記録」も点数化する場合には、上記③の「ア」の満点と「イ」の満点の合計を満点とする。
- ④ 合否の判定に当たっては、調査書の「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮するとともに、「出欠の記録」を考慮するものとする。
- ⑤ 年齢20歳以上の者については、各期の選抜において、調査書の提出を免除することができるものとする。

5 平成32年度福島県立高等学校入学者選抜における制度運用について

現行制度においては、生徒の主体性や個性、学ぶ意欲等を一層生かすとともに、高等学校が自校の特色化をより進めることができるよう、それまでの入学者選抜の実施状況等を踏まえ、この趣旨を一層反映させた選抜の円滑な実施に向けて、指摘された課題について改善を加えてきた。

平成32年度入学者選抜からの新制度による入学者選抜においては、入学者選抜を一層適切かつ円滑に実施するため、改善の趣旨や事務手続き等について中学校及び中学生等に十分周知するとともに、以下のようにすることが望ましい。

(1) 特色選抜の在り方について

① 定員枠について

特色選抜における定員枠の範囲については、選抜全体における特色選抜の位置付けやその趣旨を踏まえるとともに、各高等学校が自校の特色化を図るために適切な定員枠を設定できるようにすることが必要である。

したがって、特色選抜における各高等学校の定員枠については、次のようにすることが望ましい。

ア 定員枠については、各高等学校が当該学科の募集定員の5%～50%の範囲内で設定するものとする。

イ 各高等学校は、学校・学科の特性等により必要と判断する場合には50%を超えて定員枠を設定することができるが、その場合の定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

ウ 合否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができるものとする。

- ② 「志願してほしい生徒像」について
 特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、選抜の趣旨を一層生かす観点から、次のようにすることが望ましい。
- ア 高等学校においては、「志願してほしい生徒像」について中学生や保護者などにわかりやすく記述するとともに、各学校における教育活動（学習指導や進路指導の特色、特別活動の特色等）の記述等についても工夫するよう努めるものとする。その際、各高等学校は自校の特色をより明確にし、その特色を理解して受験する意欲の高い志願者の出願を可能とするため、出場した大会名やその結果の実績、取得資格等の具体的な基準等を記載できるものとする。ただし、評定平均値の記載は行わないものとする。なお、具体的な基準等を記載するかどうか、また、どのように記載するかは各高等学校の判断に委ねるものとする。
- また、体験入学や学校説明会等様々な機会や方法を通して、中学生や保護者などが各高等学校の教育活動に関する理解をより深められるようにするものとする。
- イ 中学校においては、生徒に対する適切な進路指導の充実を図るとともに、特色選抜の趣旨や各高等学校の特色について生徒に十分理解させるよう努めるものとする。
- ③ 志願理由書について
 志願理由書については、各高等学校が、自校の特色に応じて入学者を選抜するための資料として活用できるように記載項目を工夫し、受験生の志願理由や個性、学ぶ意欲等を評価することができるようにすることが必要である。
- したがって、志願理由書については次のようにすることが望ましい。
- ア 記載項目については、別紙様式に基づいて、各高等学校が定めるものとする。
 (資料4参照)
- イ 中学校においては、進路指導の充実を努めるとともに、記載に係る指導においては生徒の主体性を十分尊重するものとする。
- ウ 高等学校は、中学校に対して、記載事項の趣旨及び記載方法等について周知するよう努めるものとする。

(2) 調査書の扱いについて

- ① 「各教科の学習の記録」について
 「各教科の学習の記録」は、受験生の中学校における学習活動の成果を総合的に評価したものであることから、選抜資料として適切に活用できるようにすることが必要である。
- したがって、「各教科の学習の記録」については次のようにすることが望ましい。
- ア 中学校においては、評価の一層の充実を図るなかで、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定の客観性・公平性を高めるよう努めるものとする。
- イ 高等学校においては、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定について理解を深めるとともに、その特質を踏まえた活用について研究を進めるものとする。
- ② 「特別活動等の記録」について
 「特別活動等の記録」については、選抜資料として適切に活用できるようにするためにも、なお一層の記述の工夫が必要である。
- したがって、「特別活動等の記録」については次のようにすることが望ましい。
- ア 「特別活動等の記録」の記入については、記入欄の趣旨や記入方法等について周知徹底を図るものとする。
- イ スポーツ活動や文化活動等の大会名等の記入方法については、各地区の中学校・高等学校間で十分に検討し、なお一層の共通理解を図るよう努めるものとする。
- ウ 各高等学校は、「特別活動等の記録」の的確な評価方法について一層の研究を進めるものとする。

(3) 一般選抜における学力検査と調査書の成績の取扱いについて

各高等学校が一般選抜の可否判定に当たって学力検査と調査書の成績の比重を変

える場合には、自校の特色化を図るために十分な効果が得られるようにすることが必要である。

したがって、各高等学校が比重を変える場合に設定する比率については次のようにすることが望ましい。

- 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、各高等学校の判断により比率を設定することができるものとするが、その比率については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

(4) 面接の在り方について

面接は、受験生の多様な個性や適性、学ぶ意欲等を直接に把握し、受験生のよさを多面的・多角的に評価する資料を得るために、基本方針における各期選抜の趣旨を踏まえて実施する必要がある。

また、面接の内容・方法等については事前に十分に検討し、受験生についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう工夫する必要がある。

したがって、面接を実施するに当たっては、次の点に配慮することが望ましい。

- ア 特色面接においては、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫するものとする。
- イ 一般面接を実施する場合には、受験生の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、受験生のよさを適切に評価できるよう工夫するものとする。なお、特色選抜又は連携型選抜にも出願している受験生については、一般面接の内容が特色面接又は連携型面接の内容に含まれるよう工夫し、他の一般面接のみの受験生との公平性を確保した上で、特色面接又は連携型面接の実施をもって一般面接の実施と見なすことも可能とする。
- ウ 後期選抜の面接において、中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、受験生の基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫するものとする。

(5) 小論文（又は作文）の在り方について

小論文（又は作文）については、これまで各高等学校の判断により実施され、受験生の能力・適性等を多面的・多角的に評価する資料の一つとして活用されてきた。さらに、定時制の課程においては、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒に学習の機会を提供するという定時制の課程の社会的役割を踏まえ、受験生の学習意欲を適切に評価する資料として期待されている。

したがって、特色選抜、定時制の課程における一般選抜及び後期選抜において小論文（又は作文）を実施する場合には、それぞれの選抜の趣旨を踏まえ、次のように実施することが望ましい。

- ア 小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、受験生の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫するものとする。
なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように留意するものとする。
- イ 定時制の課程における前期選抜において、年齢18歳以上の受験生について学力検査を免除し小論文（又は作文）を実施する場合には、受験生の各高等学校での教育を受けるに足る能力・適性等をみるとともに、学習意欲を適切に評価できるよう工夫するものとする。

(6) 自己申告書について

中学校において不登校であった生徒については、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書を出願に際して高等学校長に提出できるものとする。高等学校長は、提出された自己申告書を選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱うものとする。

自己申告書については、その性格上特に配慮が必要であることから、次のように

することが望ましい。

ア 自己申告書の様式については、別紙様式に基づくものとする。

(資料5参照)

イ 自己申告書を提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上
の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる
ものとする。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出
できるものとするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出すること
ができるものとする。

ウ 自己申告書の提出に当たっては、志願者は、志願先の高等学校長あて親展と
し、書留で郵送するか又は持参するものとする。

(7) 各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについて

各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについては、特に特色選抜及び連携
型選抜において、各高等学校が学科ごとに設定する配点の在り方と県教育委員会が
定める範囲について、学力検査が導入される意義を踏まえるとともに、特色選抜の
趣旨を生かすことが大切であることから、次のようにすることが望ましい。

ア 学力検査の成績については、250点満点を原則とするが、学科の特性や調
査書の成績との比重を考慮して、傾斜配点により各高等学校が学科ごとに加
点することも可能とする。

イ 調査書の成績については、本報告書の「Ⅱ 平成32年度入学者選抜からの
実施に向けた具体的な制度内容について」の「4 平成32年度福島県立高等
学校入学志願に関する調査書の在り方について」の「(2) 調査書の活用の仕方」
の「① 特色選抜及び連携型選抜において」のとおりとする。

ウ 面接の結果については、点数化することを原則とするが段階評価とすること
も可能とする。

エ 実技等その他の検査を実施した場合には、その結果を点数化することとする。

オ 県教育委員会は、各学校が学科ごとに設定する上記「ア」～「エ」の選抜資
料の配点の合計について、学力検査の成績の満点の2倍以上かつ1000点以
下で明示するよう範囲を定める。

カ 選抜に当たっては、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者
の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に
判定して選抜する。

また、一般選抜において学力検査と調査書の成績の比重を変える場合及び学力検査
において傾斜配点を実施する場合には、その趣旨について説明するものとする。

キ 一般面接及び小論文（又は作文）などの選抜資料の活用方法について一層研
究を進めるものとする。

ク 選抜資料の取扱い及び合否判定の結果について、十分に説明できるようにし
ておくものとする。

(8) 外国人生徒等に係る特別枠選抜について

本県では、これまで「外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」を設け、外国人生
徒と海外帰国生徒に配慮した入学者選抜を実施してきた。また、出願者が日本に
「帰化した生徒」である場合にも、一般の生徒と同じ入学者選抜では対応できない
ことが考えられる。

したがって、平成32年度入学者選抜においては、次のように実施することが望
ましい。

ア 外国人生徒等に係る特別枠選抜については、「平成30年度福島県立高等学校
入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」に準じた内容で
実施するものとする。

イ 帰化した生徒等から出願希望があった場合には、各学校は県教育委員会と協
議のうえ、個々の実態に応じて適切に対応するものとする。

(9) 入学願書及び出願について

平成32年度入学者選抜からの新制度による入学者選抜においては、受験生の出願機会への配慮と入学者選抜事務の一層の円滑な実施を図るため、次のようにすることが望ましい。

- ① 全日制の課程と定時制の課程については、様式を前期選抜用、後期選抜用、連携型選抜用（一般選抜も含む）及び外国人生徒等に係る特別枠選抜用（特色選抜も含む）の4種類とし、県教育委員会が印刷し各中学校に配付するものとする。
- ② 前期選抜に係る出願学科については次のようにする。
 - 出願した各高等学校において、特色選抜と一般選抜の両方を受験する場合、特色選抜で出願する学科と一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む）についても、同一でなくともよいものとする。また、連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合も同様とする。
- ③ 前期選抜における併願については次のように取扱う。
 - ア 特色選抜の出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願（第二志望）は認めない。
 - イ 一般選抜の出願においては、現行のⅡ期選抜における併願（第二志望）の取扱いと同様とする。
- ④ 前期選抜に係る出願先変更については次のようにする。
 - ア 出願先変更期間として設定された期間内において、1回に限り、出願先及び出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。
 - イ 連携型中学校の生徒については、連携型選抜と前期選抜の両選抜にまたがる変更（当該中学校と連携している高等学校の特色選抜への出願は除く）も含め、出願先と出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。
- ⑤ 自己申告書用紙は県教育委員会が印刷し、入学願書とともに配付するものとする。
- ⑥ 中学校においては、記入に係る指導や点検について、これまで以上に入念に行うよう努めるものとする。高等学校においては、受付時に複数による点検を徹底するなど、より一層正確な事務処理に努めるものとする。

(10) 募集要項等について

これまでの改善を受け、平成32年度入学者選抜においても、次のようにすることが望ましい。

- ア すべての選抜における募集要項及び特色選抜における志願理由書の様式を各高等学校のホームページに掲載し、原則として紙媒体での配付を行わないものとする。
- イ 中学校においては、募集要項等を各高等学校のホームページから印刷して志願者に配付し、志願理由書については、印刷された用紙に必要事項を記入して出願するものとする。
- ウ 高等学校においては、募集要項等のホームページ掲載に係る校内体制を整備するとともに、ホームページ掲載時の点検を徹底するよう努めるものとする。中学校においては、ホームページからの印刷もれ等がないかの確認等について、入念に行うよう努めるものとする。

(11) 志願理由書の作成について

志願理由書の作成については、志願理由書作成に係る生徒の負担軽減の観点から、次のようにすることが望ましい。

- ア 志願理由書については、ボールペン又は万年筆による手書きの原本を提出することを原則とするが、手書きの原本を複写したものを提出することも認めるものとする。
- イ 手書きの原本を複写したものを提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については、複写したものに直接自署するものとする。

(12) 合格者発表等について

- ① 合格者発表方法については次のようにすることが望ましい。
 - 出願した各高等学校において、同一学科の特色選抜と一般選抜の両方を受験し合格した場合、合格者一覧においては、いずれの選抜で合格したかの区別はつけないが、合格通知書においては、いずれの選抜で合格したかがわかるようにする。連携型選抜と一般選抜の両方を受験した場合も同様とする。
- ② 合格者一覧の配付については次のようにすることが望ましい。
 - 合格者一覧については、これまでの手交による配付に加え、県教育委員会が開設したウェブサイトにおいて、全ての高等学校の合格者一覧を掲載し、希望する中学校が必要に応じてダウンロードするものとする。

(13) 障がい等のある志願者に対する配慮について

これまででも、障がいのある生徒が受験する際には、生徒が在籍する中学校長から高等学校長へ連絡をし、様々な配慮を行ってきたが、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、次のようにすることが望ましい。

- 入学者選抜において、合理的配慮を受けるための諸手続等を入学者選抜実施要綱で示し、受験に際し不利益が生じないようにする。

(14) インフルエンザ等罹患者に対する追検査等の実施について

新制度においては、複数回の受験機会となっていた現行のⅠ期選抜とⅡ期選抜が前期選抜として統合されることから、インフルエンザ等罹患者への対応については、別室受験についての配慮は継続しながらも、次のようにすることが望ましい。

- 前期選抜に係る学力検査日に、インフルエンザ等学校感染症罹患者が欠席し、追検査等を希望する場合には、所定の手続きを経て、次のように学力検査追検査等を実施するものとする。

ア 本検査受験者と併せて判定会議ができる日程として、県教育委員会が設定した1日において実施する。また、非常災害による交通遮断等により追検査等を実施する場合には、県教育委員会で日程を調整し、インフルエンザ等罹患者に対する追検査等と併せて設定された1日において実施する。

イ 定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

ウ 追検査等を実施する選抜は一般選抜とするが、各高等学校は、自校の特色選抜や連携型選抜における選抜方法等に応じて、特色選抜や連携型選抜においても当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とすることができるものとする。

なお、学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第十八条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(15) 東日本大震災により避難している志願者に対する配慮について

平成32年度以降の福島県立高等学校における入学者選抜についても、東日本大震災及び原子力災害により、未だ多くの生徒が避難を余儀なくされている現状を踏まえ、事務手続きについて柔軟な対応をとる等、円滑な実施のための方策を当分の間継続する必要がある。

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する
中間報告書

平成 29 年 8 月 24 日

平成 29 年度福島県立中学校・高等学校
入学者選抜事務調整会議

平成29年8月24日

福島県教育委員会教育長

鈴木 淳 一 様

平成29年度福島県立中学校・高等学校

入学者選抜事務調整会議委員長 菅野 誠

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告について（報告）

このことについて、平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議は、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、同日、7月18日及び8月22日の3回にわたり会議を開き、現時点まで審議した結果を下記のとおり報告する。

記

当会議は、次の事項について検討を行った。

- 新たな県立高等学校入学者選抜制度に係る検討事項について
 - 1 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について
 - 2 特色選抜における定員枠について
 - 3 連携型選抜について
 - 4 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
 - 5 前期選抜における併願の取扱いについて
 - 6 前期選抜に係る出願先変更について
 - 7 選抜日程の概要について

新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する中間報告について

はじめに

平成29年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議では、平成29年6月8日、福島県教育委員会教育長より「新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行う」ことについての要請を受け、平成29年2月24日に福島県立高等学校入学者選抜検討会議（以下「検討会議」という。）から教育長に提出された「高等学校入学者選抜制度の在り方に関する報告書」（以下「在り方報告書」という。）を踏まえ、新たな県立高等学校入学者選抜制度についての検討を進めてきた。その具体的審議事項として、「在り方報告書」で示された検討事項を含め、以下の7つの事項を取り上げた。

- ① 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について
- ② 特色選抜における定員枠について
- ③ 連携型選抜について
- ④ 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について
- ⑤ 前期選抜における併願の取扱いについて
- ⑥ 前期選抜に係る出願先変更について
- ⑦ 選抜日程の概要について

「在り方報告書」の提出後、福島県教育委員会がまとめた「頑張る学校応援プラン」において、県立高等学校入学者選抜制度の見直しは、「ふくしまの中高接続改革」として取り上げられており、「学力向上に責任を果たす」ための教育委員会の取組の一翼を担うものとされている。

本会議においては、確かな学力の充実により、ふくしまの子どもたちの豊かな未来を拓いていくことが重要であるということを通識とし、検討会議に対して教育長が示した「受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する」及び「選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する」という観点から、今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について検討を進め、ここに中間報告書として取りまとめた。

県教育委員会においては、本中間報告の趣旨を生かし、新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けた、より具体的な制度内容の検討を行うよう期待するものである。

I 検討に至る経緯

1 検討会議からの報告

平成28年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議が平成28年8月22日に教育長に提出した「福島県立中学校・高等学校入学者選抜方法の改善等に関する調査研究報告書」において、「各高等学校の特色に応じて多面的な評価による選抜を実施し、受験生の基礎学力の向上に資する本県の高等学校入学者選抜制度の特色をさらに意義あるものとするため、受験生の学習意欲を喚起するための方策等、入学者選抜制度の今後の在り方について検討していく必要がある」との報告がなされた。このことを受け、本県の高等学校入学者選抜の在り方等について検討するために検討会議が設置された。

平成28年10月31日、第1回検討会議において、教育長から、具体的な検討の観点として

- ① 受験生の学習意欲を喚起し、学力向上に資する選抜となるよう検討する。
- ② I期選抜の実施時期及び合格内定の時期が2月上旬であること、また、学力検査を課していないことによりさまざまな影響が出ていることから、選抜の時期や学力検査を含めた実施方法等について検討する。

の2点が示された。

検討会議では、高等学校入学者選抜が中学校における学習の大きな指針となっていることを踏まえるとともに、基礎学力を基盤とした「思考力・判断力・表現力」等の育成を重視した国における高大接続改革及び他県での高等学校入学者選抜制度改革の動きを考慮の上、平成15年度入学者選抜から実施されている現行制度の現状と課題及び高等学校入学者選抜制度の在り方について、4回にわたり会議を開催し、審議を重ね、平成29年2月24日に「在り方報告書」が教育長に提出された。

2 「在り方報告書」の概要

(1) 県立高等学校入学者選抜の現状と課題

① 入学者選抜の日程について

ア I期選抜合格内定の時期が2月上旬であるため、合格内定者の内定後の学習意欲の維持が難しいことが指摘されている。

イ 中学校、高等学校双方がI期選抜の出願からⅢ期選抜合格者発表まで、2か月以上の長期間にわたり、入学者選抜事務に携わっており、中学校、高等学校双方の教育活動への影響が懸念されている。

② 入学者選抜の内容について

- ア 複数の受験機会を確保していること、各高等学校の特色を踏まえた選抜となっていること、多元的な評価尺度による選抜となっていること、各高等学校の特色を理解した意欲の高い生徒の選抜が可能となっていることという、現行制度の特色及び趣旨については、中学校、高等学校関係者はもとより、県民に広く理解され、一定の評価を得ている。
- イ I期選抜は、評価尺度の多元化という点では評価されている一方で、学力検査を課さないことから、学力向上の面で懸念する声が上がっている。

(2) 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方

① 入学者選抜制度の改善に向けた基本方針

- ア I期選抜の趣旨は広く理解され、一定の評価を得ているため、その趣旨を生かす。
- イ 学力向上の観点から、原則志願者全員に学力検査を課す。
- ウ 中学校、高等学校の教育活動への影響を軽減するため、選抜に係る期間を短縮する。

② 入学者選抜制度の改善に向けた具体的方策

- ア 現行のI期選抜とII期選抜を統合した新たな選抜（以下「前期選抜」という。）を3月上旬に実施する。現行のIII期選抜と同様の選抜（以下「後期選抜」という。）を3月下旬に実施する。
- イ 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ウ 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（現行のI期選抜（以下「特色選抜」という。））と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（現行のII期選抜（以下「一般選抜」という。））のいずれか又は両方を受験することができる。
- エ 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
- オ 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する必要がある。
- カ すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する必要がある。
- キ 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する必要がある。

(資料1-1)「新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要」参照)

③ 新たな入学者選抜制度の実施時期

十分な周知期間を確保するため、平成32年度入学者選抜(平成29年度中学校1年生が受験する入試)からの実施が望ましい。

(資料1-1)「新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要」参照)

II 新たな県立高等学校入学者選抜制度の在り方

本会議では、新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要を示した「在り方報告書」を踏まえ、より具体的な新制度の姿を描くことを目指した。そのため、「在り方報告書」における「入学者選抜制度の改善に向けた具体的方策」の中で検討する必要があるとされた事項を含む7つの検討事項について審議を重ね、それぞれ次のような結論を得た。

1 「志願してほしい生徒像」の具体的な記載内容について

各高等学校の特色をより明確にし、その特色を理解して受験する意欲の高い志願者の出願を可能とするため、次のようにすることが望ましい。

- 出場した大会名やその結果の実績、取得資格等の具体的な基準等を記載できるものとする。ただし、評定平均値の記載は行わないものとする。

なお、具体的な基準等を記載するかどうか、また、どのように記載するかは各高等学校の判断に委ねる。

(資料1-2)参照)

2 特色選抜における定員枠について

「在り方報告書」において、現行のI期選抜の趣旨を生かすこと及びすべての高等学校で特色選抜を実施することとされたこと、また、各高等学校の特色化を進めるという趣旨を踏まえると、次のようにすることが望ましい。

- 募集定員の5%~50%の範囲内で、各高等学校が学科ごとに設定する。各高等学校が必要と判断する場合には、50%を超えて定員枠を設定することができるが、その定員枠について、あらかじめ県教育委員会と協議するものとする。可否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができるものとする。

(資料1-2)参照)

3 連携型選抜について

連携型選抜の趣旨を踏まえつつ、学力向上の観点から、受験生の学力の状況を確認し学力の伸長を図るために、次のようにすることが望ましい。

- (1) 連携型選抜においても学力検査を導入し、連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、さらにその他の選抜方法を実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うものとする。
- (2) 連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできないものとする。

4 前期選抜及び連携型選抜における各選抜資料の比重について

特色選抜及び連携型選抜において学力検査が実施されることにともない、選抜資料の取扱いを配点の比率として示し、志願者が、各高等学校の選抜の特色をより理解しやすくするという観点から、次のようにすることが望ましい。

- (1) 特色選抜及び連携型選抜のいずれにおいても、学力検査の成績を選抜資料に含めるとともに、調査書の審査結果及び面接の結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定することとする。なお、選抜に当たっては総合的に判定するものとする。
 - ① 実技等その他の検査を実施した場合には、その結果も点数化することとする。
 - ② 学力検査の成績については、傾斜配点して加点することも可能とする。
 - ③ 面接については、段階評価とすることも可能とする。

(資料1-2参照)

- (2) 一般選抜においては、学力検査と調査書の成績の比重は原則として同等とし、比重を変える場合は、その比率について、県教育委員会と協議するものとする。

5 前期選抜における併願の取扱いについて

特色選抜については、その選抜の趣旨から、また、一般選抜については現行のⅡ期選抜と同様に、次のようにすることが望ましい。

- (1) 特色選抜の出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願(第二志望)は認めない。
- (2) 一般選抜の出願においては、現行のⅡ期選抜における併願(第二志望)の取扱いと同様とする。

6 前期選抜に係る出願先変更について

新制度における前期選抜の制度上の特性から、次のようにすることが望ましい。

- (1) 出願先変更期間として設定された期間内において、1回に限り、出願先及び出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。
- (2) 連携型中学校の生徒については、連携型選抜と前期選抜の両選抜にまたがる変更(当該中学校と連携している高等学校の特色選抜への出願は除く)も含め、出願先と出願した選抜の種類の内いずれも変更することができるものとする。

7 選抜日程の概要について

「在り方報告書」において報告された現行入学者選抜の日程の現状と課題を踏まえ、次のようにすることが望ましい。

- (1) 前期選抜及び連携型選抜の検査等は、3月上旬に最長3日程度の期間で連続して実施し、その1日目に共通の学力検査を実施する。
- (2) 前期選抜、連携型選抜の検査等の後、合格者発表までは5日程度の入試事務、発表準備期間を設ける。
- (3) 前期選抜、連携型選抜の合格者発表の後、5日程度を後期選抜に係る期間とする。

(資料1-2参照)

なお、この中間報告に基づく今後の制度の検討に当たっては、新学習指導要領の目指す方向性を踏まえ、中学校の学習活動に十分配慮するとともに、学校関係者はもとより、生徒、保護者及び県民の理解を十分に得るよう配慮する必要がある。

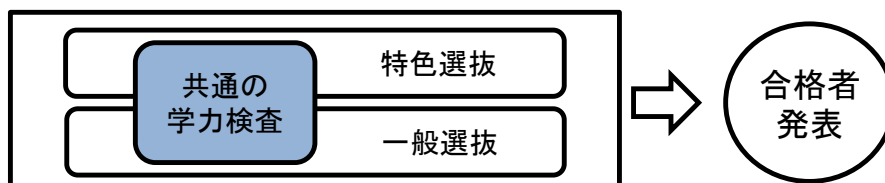
本会議は、教育長からの要請に基づき、新制度による高等学校入学者選抜の平成32年度入学者選抜からの実施に向けて、検討すべき事項について今後も継続して審議をし、平成29年度中に最終的な報告書をまとめるものとする。

資料 1-1

新たな県立高等学校入学者選抜制度の概要

□ I 期選抜と II 期選抜を統合した前期選抜の新設

- ・ 現行の I 期選抜と II 期選抜を統合した新たな選抜（以下「前期選抜」という。）を 3 月上旬に実施する。現行の III 期選抜と同様の選抜（以下「後期選抜」という。）を 3 月下旬に実施する。
- ・ 前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ・ 前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（現行の I 期選抜（以下「特色選抜」という。））と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（現行の II 期選抜（以下「一般選抜」という。））のいずれか又は両方を受験することができる。
- ・ 各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表する。
- ・ 各選抜の性格をより明確にするため、前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするが、記載内容については、さらに検討する。
- ・ すべての高等学校で特色選抜を実施するが、現在 10～40%としている定員枠については、その適切な在り方を検討する。
- ・ 連携型選抜については、学力検査の導入について、今後さらに検討する。

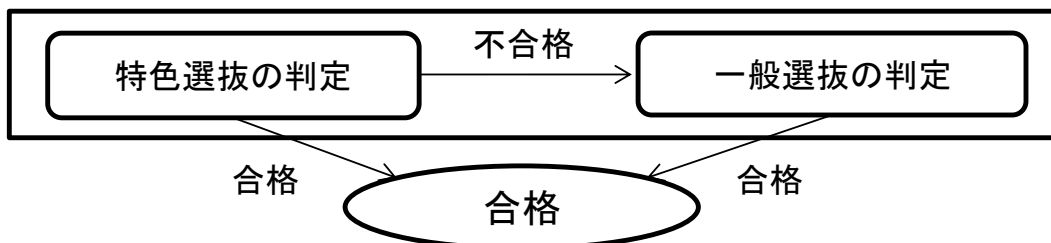


□ 後期選抜

- ・ 現行の III 期選抜と同様の方法で、3 月下旬に実施する。

○ 前期選抜における合否判定の手順

- ・ 初めに、特色選抜の合否判定を実施し、次に一般選抜の合否判定を実施する。
※ 同一校の特色選抜と一般選抜へ出願し、特色選抜で不合格となった場合においても、一般選抜の合否判定の対象となる。



□ 新たな県立高等学校入学者選抜制度の実施時期

- ・ 新たな県立高等学校入学者選抜制度の実施に当たっては、十分な周知期間が必要であるため、平成 32 年度入学者選抜（平成 29 年度中学校 1 年生が受験する入試）からの実施が望ましい。

資料 2

平成 3 2 年度高等学校入学者選抜関係日程

2 月		3 月	
1	土	1	日 (高等学校卒業式)
2	日	2	月 (高等学校週休日振替)
3	月	3	火
4	火	4	水 学力検査・一般面接等
5	水	5	木 前期選抜・連携型選抜 一般面接・特色面接・連携型面接等
6	木	6	金
7	金	7	土
8	土	8	日
9	日	9	月
10	月	10	火
11	火	11	水 追検査等
12	水	12	木
13	木	13	金
14	金	14	土
15	土	15	日
16	日	16	月 前期選抜・連携型選抜合格者発表
17	月	17	火 後期選抜出願書類受付
18	火	18	水
19	水	19	木 後期選抜出願先変更
20	木	20	金 (春分の日 (予定))
21	金	21	土
22	土	22	日
23	日	23	月
24	月	24	火 後期選抜面接等
25	火	25	水 後期選抜合格者発表
26	水	26	木
27	木	27	金 通信制出願締切
28	金	28	土
29	土	29	日
		30	月
		31	火

通信制出願開始

前期選抜・
連携型選抜
出願書類受付
(建国記念の日)

前期選抜・
連携型選抜
出願先変更

調査書提出

↑
↓

資料 3

平成32年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書

										受験番号						
志願者	ふりがな						性別	志願先	福島県立			志願学科				
	氏名								高等学校	第一志望			科			
	生年月日	平成	年	月	日生	学校卒業・卒業見込	(全日制・定時制・通信制)			() コース			科			
	卒業年月	平成	年	3月					第二志望			() コース				
卒業後の状況・その他										の課程			() コース			
各教科の学習の記録	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語(英語)						
	1年															
	2年															
	3年															
総合的な学習の時間の記録		1年					2年					3年				
特別活動等の記録			1年			2年			3年							
	学級活動															
	生徒会活動															
	学校行事															
その他の活動																
出欠の記録	学年	出席すべき日数	欠席日数	備考												
	1年															
	2年															
	3年															
												長所・特技等の記録				
本書の記載に誤りのないことを証明します。																
平成 年 月 日																
												立	学校長	印		
										記載責任者氏名						

受 験 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

平成32年度特色選抜志願理由書

平成 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名

保護者氏名

(保護者自筆)

私は、下記により、貴校

科第1学年に入学を志願いたします。

志 願 の 動機・理由	
	<p>(注) 志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。</p> <p>なお、記入上の注意については、下記1～3のほか必要に応じて付け加えてよい。</p> <p>また、複数ページになる場合は、片面で作成するか、両面で作成するかを明記する。</p>

(記入上の注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
ただし、記入したものを複写して提出する場合、使用する筆記用具は問わない。
- 2 記入したものを複写して提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については複写したものにボールペン又は万年筆で直接自署する。
- 3 志願の動機・理由の欄は、当該高等学校・学科等を志願する動機や理由等について記入する。

自己申告書

平成 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

㊟

(保護者自筆)

私は、貴校 科第1学年に入学を志願するに当たり、次のとおり申告いたします。

志願者記入欄 (長期欠席等の理由など)			
(保護者記入欄)			
住 所		電 話 番 号	

(記入上の注意)

- 1 筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 志願者記入欄は、本人自筆とする。
- 3 保護者は、必要に応じて保護者記入欄に補足してもよい。その際は、保護者が自筆にて記入する。
- 4 住所・電話番号欄には、志願者の住所及び電話番号を記入する。
- 5 提出に当たっては、志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

「新たな県立高等学校入学者選抜制度に関する報告書」の概要

